

## 見 舞 金 規 定

### (業務上災害の定義)

- 第1条 本会則にいう業務上災害とは、会員並びに会員に所属する従業員（以下「会員等」という）が、会社の施工する工事現場内もしくは会社の工事専用と認められる資材置場・加工場等（以下「会社工事現場」という）において作業もしくは作業の管理監督の作業を遂行中あるいは会社工事現場相互間の資材等の運搬中その業務に起因して被った災害で所轄労働基準監督署長が業務上災害又は疾病を認定したものをいう。
- 尚、通勤災害についても同上とする。

### (災害給付金)

- 第2条 会員等が業務上災害及び通勤災害により死亡もしくは身体障害等級1～14級災害を被ったときには災害給付金を支給する。
- 但し、さきに障害により受給された後死亡した者は除く。
2. この給付金は金額を被災者又はその遺族に対して支払うものとし受給者から領収証を徴するものとする。
  3. 前項の規定に違反した場合は支給額のうち支払わなかった部分の額を本会に返戻するものとする。
  4. この災害給付金は、当該災害により会員並びに会社に民法上の損害賠償責任が生じた場合は、損害賠償金の補填に替えるものとする。

### (香料及び供花)

- 第3条 業務上の災害により死亡した場合、あるいは業務外の死亡であっても次の各号の一に該当するときは、香料及び供花を支給する。
- 但し、通勤途上における死亡は労働者災害補償保険法の通勤災害が適用される場合に限る。
1. 本人の疾患に起因しての工事現場内での死亡。
  2. 付属寄宿舍内での死亡。
  3. 通勤災害による死亡。

(支給額)

第4条 第2条及び第3条に定める給付金等の支給額は次のとおりとする。

1. 災害給付金

(単位：円)

給付内容	協力会給付金	会社助成金	給付金合計
業務上の死亡	10,000,000	10,000,000	20,000,000
労災 身体 障害 等級	1級	10,000,000	20,000,000
	2級	8,900,000	17,800,000
	3級	7,800,000	15,600,000
	4級	6,900,000	13,800,000
	5級	5,900,000	11,800,000
	6級	5,000,000	10,000,000
	7級	4,200,000	8,400,000
	8級	3,400,000	6,800,000
	9級	2,600,000	5,200,000
	10級	2,000,000	4,000,000
	11級	1,500,000	3,000,000
	12級	1,000,000	2,000,000
	13級	700,000	1,400,000
	14級	400,000	800,000

2. 香料及び供花

(単位：円)

業務上・業務外の別	支給種別	協力会支給	会社支給
業務上の死亡	香料供花	100,000 花輪1基	50,000 花輪1基
業務上の死亡	本人の疾患に起因 しての工事現場内	〃	〃
	付属寄宿舎内	〃	〃
	通勤災害	〃	60,000 花輪1基

※ 通勤災害による死亡は労災法の通勤災害が適用される場合に限る。  
尚、会社よりの香料及び供花支給も併記する。

(受給権者)

- 第5条 第2条及び第3条に定める災害給付金の受給権者は次のとおりとする。
1. 第2条の災害給付金にあつては被災者の所属する会員とする。
  2. 第3条の香料及び供花は埋葬を行った者とする。

(身障の決定及び支給の特例)

- 第6条 第2条に定める身体障害等級の決定及びその災害給付金の支給は、原則として労働者災害補償保険法にもとづく障害等級が決定したときとする。
- 但し、被災者の経済的事由及びその他諸般の事情を考慮して会員から特に請求があつたときは労働者災害補償保険法に準拠して役員会において暫定等級を決定し前途金として支給することができるものとする。
- 又、労災保険適用除外者については、労働者災害補償保険法に準拠して役員会において支給の是非を協議の上支給することができるものとする。

(支給制限)

- 第7条 給付金の支給の原因となる事故が当該被災者の故意又は重大な過失と認定され労働者災害補償保険法による給付制限を受けたときには、同法の保険給付額の制限率の範囲内において支給を制限する。
2. 給付金の支給の原因となる事故の第三者の加害行為によって発生し、加害者から相当額の損害賠償を受けたときはその額を減じて支給する。

(請求期限)

- 第8条 給付金の請求期限は請求事由が発生した日の翌日から又は当該支給要件が確定した日ごとにその翌日から3年以内とする。

(請求手続)

- 第9条 給付金の請求は、書面をもって被災者の所属する会員より行なうものとする。

(支給名義)

- 第10条 災害給付金の支給名義は会社並びに会員の連名としその他は本会名とする。

(権利譲渡の禁止)

- 第11条 第5条に定める受給権者は本会則の定めによる権利を第三者に譲渡することはできない。